

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2020年2月4日 No.8</p>
--	--------------------	-----------	---

## 規程の訂正時間は超勤だ！

会社は、東海労の申し入れに対し「規程類の訂正は業務に必要な労働時間の中で十分措置出来る」と回答しています。

本来、乗務員行路の労働時間には「規程類の訂正時間」として盛り込まれている時間はありません。

皆さんは、本当に出来ていると思いますか？

会社の回答は、規程類の訂正は業務に必要であり、労働時間であるということになります。

しかし、規程の訂正が労働時間内で出来ないため超勤申請をしましたが、会社は、自分の時間で出来るとして申請を返却してきました。

皆さんは、おかしいと思いますか？当然と思いますか？

## サービス労働を撲滅しよう！